

文化財審議会（令和6年3月15日）議事録

<出席者>

梅村委員、佐野委員、西川委員、藤木委員、古里委員

<欠席者>

浅間委員、眞田委員

<文化・スポーツ課>

今野係長、手嶋主任、稲村主任学芸員、柏瀬主任文化財主事

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本会は、令和5年度第2回目の文化財審議会になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、浅間委員・眞田委員につきましては、ご都合により欠席となっております。また事務局では、辻課長・永田課長補佐ともに別件のため欠席させていただきます。

それでは、我孫子市情報公開条例第18条に基づき本会を公開するにあたり、傍聴人について報告いたします。

傍聴人は、おりません。

それでは、以降の進行は会長にお願いしたいと思います。梅村会長、よろしくお願ひいたします。

梅村会長 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。議事を進めさせていただきます。では事務局から資料の確認をお願いします。

事務局 それでは資料を確認させていただきます。まず「会議次第」が1枚、続きまして資料1「金塚古墳指定調書案」こちらが2枚あります。

次に資料2-1としまして、「布佐観音堂の仏像群及び延命寺虚空蔵菩薩像・薬師如来像概要」が2枚、資料2-2の「我孫子市指定文化財候補一覧」がA3で1枚になります。

次に資料3-1としまして「文化財登録原簿への登録提案について」になります。同じく資料3-2としまして「登録文化財（建造物）登録提案資料」になります。また同じく資料3-3としまして「榎本家住宅の文化財登録に関する推薦書」になります。

次に資料4-1としまして「我孫子市文化財保存活用地域計画抜粋」になります。同じく資料4-2としまして「我孫子遺産認定フロー案」になります。同じく資料4-3としまして「白岡市文化財保存活用地域計画抜粋」になります。

資料5としまして「旧井上家住宅の補修及び破損状況について」になります。

資料6としまして「八幡神社の鳥居について」になります。

お手元に資料はお揃いでしょうか。

あわせて、本日、資料7「建造物についての報告」を机上配布させていただきました。それでは資料の確認は以上になります。

梅村会長 では、議題に入ります。まず指定文化財についてということで、①金塚古墳の指定調書案及び今後の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 昨年開催しました第1回目の会議におきまして、市内根戸に所在します金塚古墳について文化財指定に向けて古里副会長へ調書案の作成をお願い致しました。それではまず古里副会長より調書案のご説明をお願い致します。

古里副会長 それでは調書案を読み上げさせていただきます。 1) 種別 記念物(史跡)
2) 名称及び員数 金塚古墳 1 基 3) 所在の場所 我孫子市根戸字荒追 1340 番地ほか 4) 構造及び形式 円墳 5) 年代 5世紀後半
6) 所見(金塚古墳の概要)

金塚古墳は眼下に手賀沼を望む台地の南縁近くに所在する単独の円墳で、我孫子古墳群の中で最も西に位置する。

昭和 38(1963)年、東京大学文学部考古学研究室の手により発掘調査がおこなわれ、その成果は同大学が編集し我孫子市教育委員会が刊行した「我孫子古墳群」(甘粕健 1969)中に詳述されている。

墳丘の直径は 20.5m、幅 5.25mの周濠が巡り、高さは濠底から約 3.75m、墳頂平坦部の直径は約 7m である。墳丘の直径に対し墳頂部の径がほぼ 1/3、周濠の幅が約 1/4 であり、この古墳が一定の規格を持って作られたことを示している。

本古墳は盗掘にあっており埋葬主体は破壊されているが、わずかに残った破片から木棺直葬であったことが分かる。墳頂部には朝顔形埴輪 6 本を含む 60 本ほどの円筒埴輪が円形に巡っている。

埴輪以外にも重要な遺物が発見されている。墳頂部から大形の須恵器の壺が、かなり細かく割れた状態で出土した。祭祀等で意識的に打ち砕かれたものであるか。また、東南の墳麓から完形の朱塗りの土師器碗が口縁を上に向けた状態で出土した。墳頂から落下したものと思われる。

金属器としては銅鏡と鉄製の甲冑が出土している。銅鏡は振(ねじ)文鏡と言われる仿製鏡で、その名称は内区に振じり紐を糸で括ったような文様があることからきている。甲冑は鉄製横剝板鉾留短甲(てつせいよこはぎいたびようどめたんこう)と称されるもので、その名称はこの短甲が鉄製の横剝板を鉾留して製作されたことを示している。いずれも被葬者とともに埋葬された副葬品と考えられる。

石製品として滑石製の石枕と立花が1点ずつ発見された。石枕は傾いた状態で発見され側面に打ち欠かれたような跡があることから、盗掘の際に動かされ傷つけられたものと考えられる。石枕には立花を差し込む孔が9カ所開いているが立花は1点しか出土していない。

(金塚古墳の意義)

金塚古墳は我孫子市に所在する古墳の中で前原1・2号墳・水神山古墳に次いで古く、我孫子地域において埴輪が使用された最初の例である。埴輪以外にも貴重な遺物が多数出土しており、平成24年には埴輪、短甲、石枕をはじめ21点の出土品が千葉県文化財に指定された。このような点から金塚古墳は我孫子の歴史を知る上で欠かすことのできない重要な史跡であるといえる。以上です。

事務局 古里副会長、ありがとうございます。事務局としましては、こちらの調書案をもって、金塚古墳の文化財指定の手続きを進めていきたいところでありましたが、昨年の第1回目の会議の後、金塚古墳の地権者、こちら3者いらっしゃいますが、この方々へ改めて指定についてご同意頂けるかの確認を行いました。

結果としまして、3者の内、2者、昨年の会議でもお話しました根戸の北星社さんと、もう一方個人の方についてはご同意を頂けたのですが、最後の1者、こちら民間会社ですが、こちらから慎重なご意見を頂きました。

経緯としましては、元々この会社が霊園を造成する予定で、この金塚古墳の一部を含めた北側の土地を取得されたのですが、地域住民の反対があって中止されたそうです。その後、活用について保留されていたところ、市民団体の方から、金塚古墳周辺の土地を活用してほしいという申し出があり、現在地域への協力という形で樹木の剪定などを行い、雑木林として使用の許可を出しているそうです。

そこに今回、教育委員会から文化財指定についてのお話をさせて頂いたところ、先方から、「第一に、現状当社としては利用していない土地ではあるので、地域に何か還元する形というのは吝かではないが、文化財指定がかかるとなると地価に影響が及び、ひいては会社資産の評価にも関わるので、社内や株主へ十分に説明する必要があるため、詳細な資料と市としてこの土地を今後どのようにしていくのか考え方を示して頂きたい。第二に、漠然と土地の一部が指定にかかるということでは困るのできちんと範囲を示して欲しい」というご意見を頂きました。

一つ目のご意見については、現状活用に対して前向きに捉えられているようでありがたいことでしたが、二つ目のご意見については、現地の方が現在明確な境界が不明な状況ですので、古墳の範囲確定のための発掘調査に加えて、土地の境界確定のための大規模な測量調査が必要になると考えられます。発掘調査については、市の方で実施できますが、測量調査については外部へ委託する必要があります。

見積を聴取したところ、数百万円単位で費用がかかるとのことでした。これについて市の当局とも協議しましたが、現状変更が行われるわけではなく、緊急で測量調査を実施すべき理由が認められないことからそれに伴う予算措置も難しいとのことでした。

このことから、現在事務局では金塚古墳について来年度すぐに文化財指定を行うことは難しいと判断しております。古里副会長に作成して頂きました調書案につきましては、事務局で保留させて頂き、再度文化財指定の話が前進した際に調書案として採用させて頂きたいと考えております。

以上のことにつきまして、皆様からご意見を頂ければと思います。

梅村会長　それでは今説明のありました金塚古墳の指定の保留につきましてご意見はありますでしょうか。

藤木委員　今ご説明頂いた保留とする経緯につきましては理解致しましたが、今後の見通しはどのようになっていますでしょうか。

事務局　今後につきましては、まず現在金塚古墳周辺の土地につきましては、これまでの説明にもありましたが、市民団体が活動しており、一般の方へ向けでも見学可能な状態にして頂いております。これを受けて市としましては、3月末に現地に説明板を設置予定となっております。その先としまして、今後この土地をどのように活用していくのかということにつきましては、市の立場も含めて不透明なところではありますけども、まずは一般の方に現地に来て頂き、この場所を知って頂くという形で、活用を図っていきたいと考えております。

藤木委員　現状としては、指定を受けた文化財ではないが、説明板を設置して周知していき、今後指定された暁には説明板の内容等も修正していくという理解で宜しいでしょうか。

事務局　藤木委員のおっしゃる通り、現時点での説明板には指定文化財等の文言は含みませんので、指定となった際にはそういった部分について修正を行いたいと考えております。

佐野委員　出土遺物の中で石枕が挙げられていましたが、この石枕には孔が9つ空いているということでした。前回の審議会でも発言させて頂きましたが、私はこの石枕と七星信仰との関係に非常に興味を持っておりまして、この9つの孔は同じ大きさのものなのか、それとも7つと2つのように分かれたりするのでしょうか。他の石枕の事例では孔が7つのものもあるので、その確認をさせて頂ければと思い

ます。

古里副会長 石枕の孔に関しては1 2箇所空いているものもあるので一概には言えないかと思いますが、事務局の方では如何でしょうか。

事務局 金塚古墳出土のものに関しては、特筆して孔に何か違いがあるということは無かったかと記憶しております。

梅村会長 ほかにありますでしょうか。なければ、次の議題へ移ります。②指定文化財候補の追加について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2-1及び2-2をご覧ください。今回、事務局の方で新たに2件の指定文化財候補の追加を行いたいと考えております。はじめにそれぞれの概要を説明させていただきます。まず資料2-1の1枚目「布佐観音堂の仏像群」になります。

布佐観音堂は、布佐地区都に所在しており、草創の年代は定かではありませんが、安永4（1775）年の相馬霊場設置の際には第五十八番伊予佐礼（され）山写しとされました。当初は現在よりも川へ近い位置にありましたが、明治3年の利根川決壊の際にお堂ごと流されて、その後大正2年に現在の場所へ移されました。なお、堤防決壊時に本尊は出開帳で市外に出ていたため無事であったと伝わっています。現在の観音堂は昭和34年に建築されたもので、地元の方々によって守られていますが、2011年の震災の影響で建物が傾き、補強はしているものの危険な状況となっています。このことから現在市と地元の方との協議の上で、令和6年度に観音堂を解体し、中に安置されている仏像は、同じ布佐地区にある延命寺へ移すという形で進めているところです。今回指定候補として、この布佐観音堂の仏像9体と延命寺の仏像2体をそれぞれ一件として挙げています。

それでは布佐観音堂の仏像群の概要を簡単に説明させていただきます。

まず馬頭観音座像ですが、こちらが本尊になります。厨子高60cmで像高は23cmになります。概要につきましては、以前委員を務められていた金丸和子先生の調書より抜粋させて頂いております。一部読み上げさせていただきます。「岩座の上の蓮華座上に結跏趺坐する。馬頭観音像一般によく見られる右足の裏を正面に見せ安座する形式ではない。光背は失われている。頭上に馬頭を冠す忿怒形（化仏は見られない）。炎髪。正面は三目、口を開け、激しい忿怒の相を表す。口の中には朱の彩色が残る。頬が豊かに張り、大きな鼻に特徴がある。首には三道を表し、頭部を体部に差し込んだ挿首の技法によると見られる。両脇面は、口を閉じ、比較的穏やかな忿怒形である。左右第一手で合掌（馬口印あるいは馬頭印）、左第二手輪宝？（亡失）、第三手宝棒、第四手念珠？索？（亡失）、右第二手宝剣？（亡失）、第三手鉞斧、第四手施無畏？の八手。図像的に必ずしも決ま

った持物があるのではないが、本像の現存の持物に関してはおおむね多くの八手馬頭観音像の持物の図像と合致している。全身はほぼ金彩（おそらく身部と着衣は着彩方法が違い、たとえば金箔と金泥、汚れの付着度合いが異なるのではないか）。着衣は、とくに馬頭観音像に一般的な上半身に条帛と天衣を纏うのではなく、如来形のように両肩を覆う法衣を着ているように見える。法衣の衣文表現は板状で幅広の襷を重ね、緩やかな弧線を描き、裾を波打つようにまとめる。また、一部破損してはいるが、瓔珞のように垂下する金属製の頸飾が残る。台座の上に多少向かって左よりに座す。おそらく現観音堂に移座する際か、東日本大震災の時に動いてしまったのであろう。形式化した岩座の上の蓮華座は、剣先のような形に装飾的に掘り込んだ蓮弁の下に敷茄子、その下に子房を表した反花という構成。全体としてみると、迫力ある頭部の表現に比べて、体部、衣の表現が穏やかであり、違和感が感じられる。図像的にも忿怒形の馬頭観音そのものである頭部、馬口印の第一手と異なり、静かに結跏趺坐する姿勢などには穏やかな雰囲気がある。迫力ある頭部と丁寧に造られた体部、優れた刀法により整えられた本馬頭観音像は、手慣れた仏師による江戸時代の作風ではないかとみる。」以降は名称と寸法、及び簡単に概要を説明させていただきます。

2番目に「二天像」になります。厨子高がそれぞれ65cmで、像高は左が42cm、右が44.5cmとなっています。こちらにつきましては、下にあります「阿弥陀如来坐像」の脇侍の可能性が指摘されており、制作年代もそれに合わせて江戸時代初期と考えられます。

3番目に「阿弥陀如来坐像」になります。厨子高70cm、像高43.5cmになります。所見としましては、「馬頭観音を中心とする観音堂内での位置づけについてはわからないが、現存の二天像とともに、同じ観音堂に伝わった。同じ寺院内に当初から祀られていたか、開山後の客仏の可能性もある。」ということで、先にご説明した通り、江戸時代初期の製作と考えられます。

4番目に「銅造灑水観音座像」になります。厨子高32cm、像高が13cmになります。灑水観音という伝承による名称で、彫像での作例は珍しいとのこと。恐らくは、個人的な祈願で製作されたものが寄進されたのであろうとのこと。

5番目に「阿弥陀如来立像」になります。厨子はなく、像高57cmになります。こちら市史によりますと胎内に貞享2（1685）年の墨書銘があるということで、所見でもその頃の製作と見て差し支えないだろうとのこと。

6番目に「如意輪観音座像」になります。厨子高42cm、像高約15cmになります。こちらは大きく破損しておりますが、他の像と同様に手慣れた仏師の作であろうとの所見を頂いております。

7・8・9番目は同じ厨子に入っております、厨子高45cmとなっております。写真右から魚籃観音像・僧形像・地藏菩薩像になります。こちら3体とも

年代等は不明ということで所見を頂いております。

次に資料2-1の2枚目「延命寺虚空蔵菩薩像・薬師如来像」の概要になります。まず虚空蔵菩薩像ですが、写真を掲載させて頂いておりますのは前立像と須弥壇で、本体はこの奥に安置されており写っておりません。縁起によりますと延命寺、文禄2（1593）年の草創とされ、行基作とされるこの虚空蔵菩薩像が奈良の法隆寺の境内からこの地に移されたのが起こりとされています。またこの像は秘仏とされており、一代の住職ごとに一度だけ開帳されるということで、当代のご住職の代はまだ御開帳を行っておられません。

次に薬師如来像になります。像高約30.3cmで延命寺の本尊になります。明治21（1888）年の什器帳に記載が見え、延命寺拾壹世麟応の代に、仏師杉山宗哲の作とされています。

またこの延命寺につきましては、先に挙げた布佐観音堂が昭和34年に新築された際にこの延命寺の住職を導師として落慶入仏供養会が執り行われています。このご縁もあって今回布佐観音堂の仏像群を延命寺で受け入れて頂くことになりました。

以上、2件につきまして、本年度新たに指定文化財候補に追加したいと考えております。皆様のご意見を頂ければと思います。

梅村会長 金丸先生が観音堂の仏像をご覧になった際、私もご一緒させて頂いておりましたが、どれも小さいながらも良い仏様だったと記憶しております。また近在の方が大切にされてきたということで、そういった点でも文化的価値のあるものと思います。また延命寺の仏像も含めて、金丸先生から眞田委員へ引継ぎなどはされているのでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、昨年度眞田委員に延命寺の仏像も含めてご覧頂いております。その際、眞田委員からは、いずれも指定文化財に相応しいのではないかとのお言葉を頂いております。

佐野委員 延命寺は、文禄2年に奈良から虚空蔵菩薩像が齎されて起こったということですが、その際に宗旨の変更はあったのでしょうか。また延命寺と観音堂との関係はどのようなもののでしょうか。

事務局 延命寺の宗旨変更につきましては、確認したいと思います。観音堂につきましては、江戸時代に鮮魚街道が布佐を通っていたことで、地元で馬頭観音を祀るようになったのが始まりと考えられますので、延命寺とは全く別のものと考えられます。

佐野委員 私も虚空蔵信仰の研究をしております、非常に興味があるところですので、今度の御開帳には是非お邪魔したいと思います。また虚空蔵信仰には、一方で秘仏にして中々拝めないということもありつつ、もう一方ではウナギを食べないといった民間信仰と結びついていたりと、二面性を持っているところもあるので、そういった部分も気になります。再度確認ですが延命寺と観音堂のとは全く関係のないものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。今回、観音堂が取り壊されるということが決まった際に中の仏像の移転先として延命寺に承諾を頂いたということになります。それ以外のご縁としては先程の説明にもありましたが、今の観音堂が建てられた際に延命寺のご住職に供養して頂いているということがあります。そのご縁もあって今回承諾して頂いたものと考えております。また、観音堂は取り壊されてしましますが、観音堂の名前は残していきたいと地元の方や延命寺の方でも考えて頂いているようですので、今回延命寺の仏像の2体とは別に布佐観音堂の仏像群として指定候補にさせて頂きたいと考えております。

藤木委員 延命寺の虚空蔵菩薩像は、秘仏ということですが、こちらについて、眞田委員はご覧になっていますか。

事務局 一度眞田委員に同席頂いて虚空蔵菩薩像自体は拝見していますが、その際は須弥壇の中に安置されている状態でしたので、詳細を見て頂いてはいない状況です。今後指定化にあたっては、詳細調査必要になる旨、延命寺には説明してご了承頂いています。

藤木委員 もう一点、これは建造物からの視点ですが、須弥壇、厨子自体も年季の入ったもののように見受けられるが、こちらについては、どのようにお考えですか。

事務局 今後調査の中で、周辺の物についても一体的に捉えることができるのか眞田委員にお伺いしたいと思います。

藤木委員 厨子は、単体で有形文化財の建造物に該当しますので、今後話を進めていく中で気に留めておいて頂けるといいかと思えます。

事務局 ありがとうございます。それではこの2件につきまして、指定文化財候補へ追加させて頂きます。また、今後この2件の文化財につきましては、文化財指定をすべく、来年度、本日はご欠席ですが、ご専門の眞田委員に調査をお願いしたいと考えており、事前に内諾は頂いている状況です。また進展がありましたらご報

告させていただきます。

梅村会長 それでは次の議題へ移ります。国登録文化財の意見具申について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3-2をご覧ください。前回会議に於きまして、ご説明させて頂いた布佐榎本家住宅の国登録に向けた調書を、頂いたご意見を元に修正させて頂き提案書を作成致しました。修正箇所を説明させていただきます。

7～8ページ、西川委員と藤木委員からご指摘のありました、榎本家と布佐との関わり・歴史について追加しました。内容としましては、榎本家の生業と利根川の改修による屋敷構えの変遷を追加しています。次に11ページ、主屋の所見におきまして、藤木委員より2階が家族室の可能性もあるとのご指摘を頂きましたのでそれを反映して一部文言を修正しています。次に12ページ、離れの所見におきまして、庭園と和風庭園とを場所によって描き分けていましたが、これを庭園の語句に統一しました。次に13ページ、北土蔵の所見におきまして、旧形状を踏襲して補修されていることと、当初の状態に復原可能である旨を追加しました。また末尾にこの北土蔵が榎本家住宅の屋敷構えにおいて重要な位置を占める旨を追加しました。次に15ページ、正門の所見におきまして、年代を昭和初期に推定する旨を追加しました。次に16ページ、稲荷社の所見におきまして、造りを一間社流見世棚造に修正しました。以上が、修正箇所になります。

梅村会長 藤木委員から何かございますか。

藤木委員 担当の方に上手く直して頂けたかと思しますのでこれで異存ありません。

事務局 それでは続いて資料3-3をご覧ください。調書の修正を踏まえまして藤木委員より頂いた推薦書になります。こちらについて、藤木委員よりご説明をお願い致します。

藤木委員 推薦書の説明に入る前に、1点提案書の補足ですが、本来の提案書には今回皆様のお手元にある資料に加えて写真類が付きます。それでは改めて推薦書の説明をさせていただきます。本来、国の登録に際してこうした推薦書を作成することはありませんので、今回のこれはイレギュラーなものになります。経緯としましては、平成31年に文化財保護法が改正されまして、我孫子市でも作成済みですが文化財保存活用地域計画の中に挙げられている登録文化財の候補については、推薦書があれば、登録に際しての手続きを簡略化することができるとされました。その流れで全国でも殆ど初の事例らしいですが、こうして推薦書を作成した次第です。

登録文化財は大きく2つの要件を満たす必要がございます、1つは登録の候補の建設年が全て50年を経過していること、もう1つが写真等で外観が登録文化財に相応しいものであると認められること、この2つです。またそれとは別に3つの基準もございまして、1つは国土の歴史的景観に寄与しているもの、1つは造形の規範になっているもの、1つは再現することが容易でないもの、このいずれかに該当する必要がありまして、今回榎本家住宅は一つ目の国土の歴史的景観に寄与するものということで推薦しています。

それでは具体的な推薦書の内容についてですが、まず建築後50年を経過しているか否かにつきましては、各建物の所見から建築年代の読み取れる箇所を引用しています。これによっていずれの建物も要件を満たすことを保証しております。

次に国土の歴史的景観に寄与していることについてですが、こちらについても所見の概要部分、ページで申し上げると7・8ページになりますが、ここから引用しまして、榎本家が布佐の中で如何に重要な位置を占めるかということをお述べております。これは私の前任の河東先生の受け売りですが、国土というと大層に聞こえますが、これを地域に読み替えても何ら問題はないということで、今回は布佐にとって大事なものという観点でまとめています。

事務局 藤木委員、ありがとうございます。以上の調書及び推薦書をもちまして、資料3-1の通り、当審議会より国へ提案させて頂きたいと考えておりますが如何でしょうか。

梅村会長 事務局の説明について、何かご意見はございますでしょうか。

佐野委員 藤木委員のご説明で、建造物として登録に相応しいということは十分に理解できましたが、民俗学的な側面からの価値づけについてはどのようにお考えでしょうか。具体的には、この建物は昭和初期の建築ということですが、この時点での連続性があるか否かということに非常に興味があります。改築なのか新築なのかということですね。またそれに関連して、家相図などもあつたりするのかという点はいかがででしょうか。

事務局 資料の9ページに天保時代の絵図面を載せています。これは藤木委員からもご指摘を頂き、現在の建物とは異なるものの、参考資料ということで掲載しています。これには方位の記載もありますのでおそらく家相図かと思われます。ただし現存の建物とは変わってしまっていますので、昭和初期時点での家相図的なものは今のところ見つかっていません。

佐野委員 建築に携わった大工関係の資料などはないのでしょうか。

事務局 現時点では見つかっていません。唯一資料として現在見つまっているのが、資料にあります昭和33年の屋敷図面になります。

西川委員 推薦書で一部修正をお願いしたいのですが、正門の年代の記載が所見と異なっていますので統一された方がよろしいかと思えます。また窯場も登録範囲に含まれていたかと思えますが推薦書からは漏れていますので、追加して頂ければと思います。

藤木委員 ご指摘ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

梅村会長 この榎本家住宅は将来的に、市の文化財指定などは考えられていますか。

事務局 現在、所有者の方と、今後の維持管理も含めて、これから検討していく状況です。また今後庭園部分についても景勝地として国の登録文化財にする計画もあり、それもふくめての検討になります。基本的には所有者の方のご意向が最優先ですので、それを見守る立場でいます。

梅村会長 私事で恐縮ですが、私の自宅も国の登録文化財になりまして、経験談としましては、そこまで厳しい規制があるわけではないと感じています。外観の維持ということについても屋根が銅板葺きから今風の瓦になってもそこまで問題はないようでした。そういったことも踏まえてこんなに立派な提案書ですから、さらにこの先の展開を見据えられているのかと思った次第です。

事務局 現在の所有者の方は、ご自身のお住まいとしてリフォームされたいという意向が強くありますので、全体として市の指定文化財にしていくというのは難しいかと思われそうですが、一部手をつけられる予定がない建物については、そういった流れも考え得るかと思われします。今後の展開につきましては、所有者の方の意向を踏まえつつ、教育委員会からも適宜必要な助言等していきたいと思えます。

梅村会長 ほかになければ本日の修正事項を踏まえて、提案の方、よろしく申し上げます。それでは次の議題へ移ります。我孫子遺産の認定方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4-1「我孫子市文化財保存活用地域計画抜粋」をご覧ください。我孫子市では、令和2年12月に「文化財保存活用地域計画」の認定を受け、来年度計画期間の折り返しとなる4年目を迎えるところです。この地域計画に於いては、

自治体の指定を受けた文化財以外、所謂未指定文化財の取り扱いについて、幅広く「我孫子遺産」と定義し、保存と活用を図ることとしています。現在この我孫子遺産については、認定・選定といった形式をとらず、「市民が我孫子市の文化・歴史を語る上で必要な「大切なもの・価値のあるもの」」を全て我孫子遺産としています。しかし、別に開催しています文化財保存活用地域計画協議会の方で、市民へのPR的な観点からも何らかの形で我孫子遺産を選定する制度作りが必要ではないかというご意見を頂いております。

このようなご意見を受けて、現在事務局では、資料4-2のような認定手順をもって、我孫子遺産の認定制度を発足したいと考えております。その際、現在埼玉県白岡市が導入している「白岡遺産」を制度の参考としております。こちら資料4-3をご覧ください。

現在白岡市では、市民や企業が参画・資金提供する白岡遺産保存活用市民会議というものが運営されており、この市民会議の活動として白岡遺産の認定が行われております。この認定について、簡単にご説明しますと、まず市民から「この文化財を白岡遺産にしたい」という申請を受け付けます。その際、その文化財が白岡遺産になった際、どのように保存・活用していくかという計画も同時に作成してもらいます。またその計画の中で必要になる資金についても、申請者の方で担保されるという条件をクリアしたのものについて白岡遺産として認定されるという仕組みであり、あくまでも市民の参加によって文化財が保護される制度設計をされています。

この白岡遺産の制度を参考に、我孫子市でも資料4-2のような制度づくりをしたいと考えております。具体的には、白岡市と同じように市民団体やグループからの申請を受け付ける形で、その際必要になるのが我孫子遺産の概要、保存・活用の方針・計画、またその計画の中で資金が必要になる場合には、そのための予算書を提出して頂きます。現在、我孫子遺産に対して市の方では予算の措置は全くできない状況ですので、そういった部分を自弁できる方々が主に対象となるかと思っております。申請を出されたものについては、教育委員会の方で審査を行い、必要に応じて申請者と面談を行います。その中で、審査基準を満たしたと判断されるものについて、こちらの審議会の方で報告させて頂きまして、委員の皆様からご意見を頂ければと思っております。その際、何らかの疑義が発生したものに関しては、一端差し戻しを行い、申請者と調整を行うことを想定しています。認定されたものにつきましては、申請者に対して認定証を発行しまして、その後については、年に一回程度申請者に状況を確認するという形になるかと思っております。この我孫子遺産に認定されるメリットとしては、広報などで市内に広く周知されることと、所謂箔付けが主でこのことによる予算的な優遇措置はないものと考えています。

以上のような、形でもって来年度より「我孫子遺産」の認定制度を発足したい

と考えておりますが、皆様のご意見を頂ければと思います。

梅村会長 これまでの指定文化財などよりも広い範囲で文化財を我孫子遺産として位置付け、それに対して市からの金銭的な補助はないですが、所有・保存されている方々からするとなんらかの拠り所となる制度、という理解で宜しいでしょうか。

事務局 現在の地域計画の内容ですと、未指定の文化財はすべて我孫子遺産と言ってしまえるわけですが、これですとやはり特別感がないので、範囲を絞る代わりに発信のし易い認定制度を設けてはどうかということで協議会の委員からご意見を頂いた形になります。

古里副会長 個人からの申請は原則として受け付けないということでもよろしいでしょうか。

事務局 原則としてはそのように考えておりますが、先程の説明のなかでもありましたが、個人でお持ちの物という場合も往々にしてあるかと思っておりますので、ある程度はケースバイケースということで検討していきたいかと考えております。

古里副会長 自分の家に持っているものを申請する際に、新たにグループを作らなければいけないということだとハードルになると思っておりますのでご検討頂ければと思います。

事務局 このグループでの申請という以外にも、申請の要件の中で計画を求めたりといったハードルを設けている部分がありますが、これは認定後の我孫子遺産が個人の判断で散逸したりすることがないようにということで、白岡市の方で採用されているものをそのまま我孫子市でも採用している形になりますが、今、古里副会長に頂いたご意見のようなこともあるかと思っておりますので再度検討したいかと思っております。

藤木委員 日本遺産のようなものをイメージすると、その物語性や構成要素といった点を重視するかと思っておりますが、この場合、我孫子遺産の概要ということで自由記述にしてしまうと書く側も何を書いたら良いか分かりづらいかと思っておりますし、最終的には審査する側が苦勞することになるかと思っておりますので、何かフォーマットのようなものを用意した方が良いのかなと思っております。

また、募集期間についても永続的にずっと募集し続けるというのが良いとも限らないので、募集年限を設けることなども検討しても良いのではないかと思います。

加えてこの我孫子遺産に認定されることのメリットとして、我々文化財審議会

が文化財の指定を行うにあたっての、何らかの吸い上げる仕組みのようなものが盛り込まれると、今後の発展性という点でも宜しいのではないのでしょうか。

事務局 頂いたご意見の一つ目につきまして、まさしく藤木委員のおっしゃった物語性という点を重視するというのは元々の地域計画の中でも謳っていますので、そういったところを申請される方が分かりやすいようなフォーマットは作成していきたいかと思えます。

また募集年限につきましても委員のおっしゃる通り、募集期間を設けた方が教育委員会としましても、今募集していますということで PR をし易くなると考えられますのでこちらも前向きに検討したいと思えます。

さらに指定文化財へ吸い上げる仕組みということでもご意見頂き大変有難いところです。現在は、指定文化財の候補ということで事務局の方で適宜必要と思われるものを追加したいということで本会に諮っているところですが、この候補の前段階というところにこの我孫子遺産が位置付けられるようになれば、ゆくゆくは市の指定文化財を目指すということで、所有者の方等のモチベーションにも繋がるかと思えますのでこちらも是非検討したいと思えます。

西川委員 地域計画の中では未指定文化財も包括的に含めて我孫子遺産としていますが、今回の新しい我孫子遺産の範囲では指定文化財は含めるのでしょうか。

事務局 新しい我孫子遺産の範囲には指定文化財は含まれないと考えています。今回の認定制度に当たっては、未指定文化財の中で認定されたものという括りで考えております。

梅村会長 捉え方としては、市の指定文化財が中心にあつて、その外縁に指定文化財候補があり、更にその外側に我孫子遺産として認定されたものがあるというようなイメージでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。

佐野委員 国の方も結構いい加減な部分があるんですが、以前文化遺産と言っていたものについて今国では文化資源という言い方で、資源として捉えているんですね。この文化資源というのはイコールで観光資源なんですね。地域振興と言えば聞こえはいいんですが、短絡的に飛びついている人たちも多いと思えます。今回の認定制度で気を付けなければいけないのは、認定の判断基準をどこに持ってくるかということだと思います。申請者の基準と行政の基準では全く異なることは明らかですが、現在の想定だとこの審議会でその判断が下されることとなります。これ

は現状中々難しいと言わざるを得ないでしょう。まず国の求めるような文化資源という基準が曖昧な状態で個別の案件ごとに基準の判定をするのは難しいと思います。唯一可能であるとすれば、申請者として想定される市民団体等に、きちんと実績・実態があるかどうか、この点であれば我々で判断を下すことも可能かと思えます。

また今後、民間と行政との間で協力して取り組んでいくようなシステムがきちんと整備されてくれば話は変わってくると思えます。現在の制度では、民間は行政に、行政は民間に甘えるだけになってしまうように思えます。

今回参考にされた白岡市の事例は上手くいっているのでしょうか。

事務局 今回、我孫子遺産を認定制にしていこうとしている動機としましては、市民の身近にある文化財に対して気付きを得てほしいというものがありません。そうした気付きの中で、例えば地域の防犯の観点ですとか、そういった保存の面で市民を巻き込んだ取り組みができないかというのが一つになります。また観光の面でも、市内の文化財が細かく点在しているというのが我孫子の特徴ですので、地域計画の中ではそれらをものがたりという面で捉えるという形でストーリー性を持たせました。

佐野委員のお話でありました白岡市の事例では、この制度を運用する以前に市民を巻き込んだワークショップを何度も開催していて、そこから制度の枠組みを作っていたと伺っていますので、確かに今回我々が先に枠組みを作ろうとしているのとは状況が異なるかと思われま

佐野委員 私の住んでいるつくばもそうなのですが、元々の住民と新しく移住してきた住民とでは自分たちの住んでいるまちへの認識が全く異なります。なのでまずは我孫子の郷土を知る、ということが大事だと思います。国の施策に依存するのではなく、あくまで市町村や市民の立場から、必要な取り組みをしていった方が良いでしょうと思われま

梅村会長 佐野委員のおっしゃるように、我々審議会で決定する指定文化財といったようなものとは別に、市民団体などから、自発的に自分たちの身近にある文化財への愛着といったものが生まれてくるのが一番良いかもしれません。

事務局 今回頂いたご意見を基に、再度事務局の方で、今後の展開について再考することとしたいと思います。

梅村会長 それでは次の議題に移ります。その他としまして、事務局から報告事項をお願い致します。

事務局 それでは資料5及び資料6、資料7について順番に報告させていただきます。まず資料5ですが、旧井上家住宅の補修及び破損状況についてです。令和5年度は旧井上家住宅母屋の雨漏り、屋根、書院天井、旧漕場の瓦の修復及びシロアリ駆除を行いました。写真等は資料をご覧ください。

次に資料6をご覧ください。湖北地区の八幡神社につきまして、昨年度11月に宮司さんより、石の鳥居の状態について確認して欲しいとの依頼がありました。倒壊の恐れがあるため、撤去や新設を検討したいので、助言が欲しいとのことでした。現地に文化財担当職員2名が伺い、鳥居を確認したところ、写真にありまっすようにひび割れ等は確認できましたが、すぐに倒壊の恐れがあるものかどうか、事務局では判断が難しいところでしたので皆様のご意見を頂ければと思います。この鳥居は嘉永6年のものということで我孫子市史金石文編に所収されております。

続いて資料7についてですが、建造物についての報告です。

旧井上家住宅につきまして、屋外トイレの設置と付随して掲示の新設を行いました。また駐車場敷地内にサイクルラックの設置を行いました。次年度は旧漕場へのエアコン設置を行う予定です。

旧村川別荘につきまして、瓦の破損が確認されましたので、令和5年度予算で修繕予定です。また次年度、母屋の玄関部分と新館の雨戸を修繕する予定です。

杉村楚人冠記念館につきまして、6畳の和室の床の修繕を行いました。次年度は雨戸の修繕を行う予定です。

梅村会長 事務局からの報告について、何かご意見はございますか。

藤木委員 資料6の鳥居についてですが、確かに鳥居で指定文化財になっているケースはあります。今回のものは嘉永年間とのことですが、恐らく安政の大地震で倒れた後改めて寄進されたものではないかと思われます。こうした鳥居の処置というのは非常に難しいところがありまして、地震が来ると有効な対処法がありません。材質は石なので細かなメンテナンスは殆ど必要ないかと思えます。写真を見る限りでは、緊急の必要性は感じませんが、大きな地震が来ると細かな処置では対応できませんので倒れてしまうと思います。かといって文化財とした場合に、周囲を完全に補強で固めてしまうというのも如何なものかと思えますので難しいところですね。建造物として取扱えるかということについても、言い方は悪いですがこの種の鳥居はあちこちにありますので、特異性を見出せるかどうか判断が難しいと思います。

佐野委員 鳥居を倒れないようにする方法って何かあるんでしょうか。

藤木委員 難しいですね。もしやるとすると、前後方向に支えを逃してボルト等で固定して一応原状復旧ができるようにしておくというくらいでしょうか。見た目も良くないですし、抜本的な解決にはならないかと思います。

事務局 ありがとうございます。一先ず、教育委員会で記録写真はとってありますので、今回頂いたお話を参考までに宮司さんにお伝えしたいと思います。

また旧井上家住宅の旧漕場について、市の指定文化財にはなっているのですが、現在管理人の詰め所にもなっている関係から冷房を設置する必要があると考えていますが、これは問題ないでしょうか。

藤木委員 原状復旧ができる、という建前で可能な工事だと思います。ここに限らず、保存と活用のバランスが求められる昨今ですので、適度に判断して頂いて宜しいかと思います。

梅村会長 今、旧井上家住宅で何か催し物などは予定されていますか。

事務局 現在旧井上家住宅は、建築基準法の適用除外を受けていないので、集会施設としては活用できませんが、職員立会いのもと、市主催の単発イベントで活用している状況です。今週末にも中学生くらいまでを対象に、郷土芸能体験講座を実施します。また来週にも、我孫子東高校の茶道部と協力してお茶会のイベントを開催予定です。

また来年度以降、地域計画にも挙げましたボランティアガイドを布佐地区に配置する際にも旧井上家住宅を拠点としていくことを考えています。

梅村会長 他には宜しいでしょうか。なければ、議題は以上となりますので本会はこれにて閉会と致します。